



ご本人の状態にあわせた相談先やサービスの目安

認知症は誰でもなる可能性があり、家族だけでケアをするのは難しいこともあります。

（認知症ケアパス）

主な内容については、次のページに説明があります。（○内番号に対応）

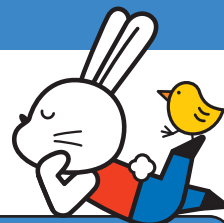
症状や経過に合わせて、医療や介護、生活等どのような支援があるのか、今後を見通す参考にしてください。

ご本人の様子・状態	元気なとき	認知症の疑い MCI（軽度認知障害）	認知症（軽度）	認知症（中度）	認知症（中度～重度）	認知症（重度）
		■物の忘れはあるが、日常生活は自立 ・日にちや曜日が時々わからなくなる ・料理の味付け、仕事や車の運転の様子が変わった ・置き忘れやしまい忘れが増える ・好きだった趣味活動をしなくなる ♥物忘れはありますね。こんなはずじゃないのにと悲しい ♥置いたはずのものがなかったり、娘から同じことを聞いてと怒られる ♥（相談できる人が）いない訳ではないけど仲が悪くなるんじゃないかと思っ ♥これから近所の人とお茶のみしたい	■認知症はあるが日常生活は自立 ・料理の手順を考えるのが難しくなる ・やる気が出ない・気分が沈む ・新しいことがなかなか覚えられない ・同じことを何度も聞く ♥最初は”うつ”のような症状があった ♥水道やテレビをつけっぱなしにしたり「ばなし」の指摘をされて（認知症に）気が付いた ♥自分でできないことは手伝ってほしい ♥話をしないとダメだね。近くに話せる人がいることがいい	■見守りがあれば日常生活は自立 ・電話や訪問者の対応が一人では難しい ・たびたび道に迷う ・季節にあった服を選べない ・薬や金銭管理が難しくなる ♥書き物できなくなった。今は辞書を見て書いている ♥免許証をなくしたことがきっかけ（で認知症に気づいた） ♥自分の忘れる事にがっかりはしますが、特別悩みはないです ♥家族に助けられています ♥日々の活動に出ていくことが大事だと思います	■日常生活に手助け・介助が必要 ・食事・排泄等うまくできない ・日時・季節が分からなくなる ・自宅がわからなくなる ・物を盗られたとの妄想が出やすい ♥機械いじるのが億劫になった ♥ご飯炊くのができなくなった ♥バカにしてほしくない。（忘れることを利用して）ずるいこととしてほしくない ♥物忘れが多く、言葉につまるようになった ♥人と話をしたり、笑ったり、体操することが楽しい	■日常生活に手助け・介助が必要 ・物事への関心が少なくなる ・会話が成立しなくなる ・着替えや入浴等の身の回りのことができなくなる ・声かけや介護を拒む ♥テレビを観たいという意欲もなくなった ♥不安で眠れない ♥近所の幼稚園の子どもに「おはよう」って声をかけられるとうれしい
予防	** 認知症になることを遅らせたり認知症になっても進行をゆるやかにするために日常生活を大事に過ごす5つのポイント（P17～）を参考に過ごしましょう**					
	①いきいきももりん体操 ②ふれあいいきいきサロン ③老人クラブ ④ボランティアセンター に参加してみましょう					
相談	⑤シルバー人材センター ⑥生きがい型デイサービス ⑦湯ったりデイサービス					
	** 認知症やもの忘れについて相談したいとき**					
医療	長寿福祉課（P26） 地域包括支援センター（P34）					
	②認知症のひと家族の会 認知症初期集中支援チーム（P35） 福島県認知症コールセンター（P35） 福島県若年性認知症相談センター（P35） 若年性認知症コールセンター（P35） もの忘れ相談医（P36） 認知症疾患医療センター（P38）					
介護	** 検査や薬の処方、認知症やもの忘れについて相談したいとき**					
	・かかりつけ医 ・かかりつけ歯科医 ・かかりつけ薬局					
見守り・サービスや制度	・認知症初期集中支援チーム（P35） ・もの忘れ相談医（P36） ・認知症サポート医 ・認知症専門医 ・認知症疾患医療センター（P38）					
	** ご本人に合わせサービスを利用しましょう**					
	⑩介護保険サービス（P26）					
	⑩ももりんシルバーパスポート ②オレンジカフェ（認知症カフェ） ⑥わたしの人生ノート ⑦消費生活センター ⑧権利擁護センター ⑨認知症サポーター ⑩避難行動要支援者登録制度 ⑪地域見守りネットワーク事業					
	・民生児童委員 ・警察 ・消防 ③有料老人ホーム ④サービス付き高齢者向け住宅					
	①緊急通報装置設置支援 ②はり・きゅう・マッサージ等施術費助成 ③ふれあい訪問収集 ④若年性認知症家族交流会「ゆずの会」 ⑤若年性認知症の本人と家族のつどい「陽だまりの会」					
	⑥ヘルプマーク・ヘルプカード ⑦おもいやり駐車場利用制度 ⑧認知症のひと家族の会					
	①食事サービス					
	②あんしんサポート（日常生活自立支援事業）					
	④介護マーク ⑤認知症高齢者等お帰り見守り事業					
	⑨訪問理美容利用助成 ⑩治療材料の給付 ⑪介護保険施設などの入所施設					
	⑧自立支援医療（精神通院医療） ⑨精神障害者保健福祉手帳					

主なサービス・社会資源一覧

※介護保険サービスは P26～27をご覧ください

No.	名称	内容	お問い合わせ先
①	いきいきももりん体操	P 21参照	
②	ふれあいいきいきサロン		
③	老人クラブ		
④	ボランティアセンター		
⑤	シルバー人材センター		
⑥	生きがい型デイサービス	介護保険に該当しない一人暮らし高齢者等に、通所による各種サービスを提供し、生きがいづくりと社会参加を支援します。	長寿福祉課 長寿支援係 TEL : 024-525-7657
⑦	湯ったりデイサービス	飯坂及び土湯温泉の各旅館にて、⑥と同様のサービスを提供します。	
⑧	自立支援医療（精神通院医療）	P 8 参照	
⑨	精神障害者保健福祉手帳		
⑩	介護保険サービス	P 26～27参照	
⑪	緊急通報装置設置支援	一人暮らしの高齢者等で市県民税非課税の方へ、緊急通報装置の設置支援を行います。緊急通報装置は緊急時に緊急通報受信センターが受信し、協力員への連絡、安否の確認をするとともに119番にも通報し、速やかに対処できます。	長寿福祉課 長寿支援係 TEL : 024-525-7657
⑫	はり・きゅう・マッサージ等 施術費助成	一人暮らし高齢者や要介護者の介護者の方へ、福島市指定の施術者が行うはり・きゅう・マッサージ等の助成券を交付します。なお、介護慰労手当受給者や医療保険適用の施術を除きます。	
⑬	ふれあい訪問収集	家庭ごみを集積所に出すことが困難な高齢者や障がいを持つ方々に対し、家庭ごみを戸別に訪問して収集することにより、日常生活の負担を軽減するとともに、安否確認を行い安全な在宅生活を支援します。	ごみ減量推進課 ふれあい訪問収集係 TEL : 024-544-0910
⑭	介護マーク	P 30参照	
⑮	認知症高齢者等 お帰り見守り事業		
⑯	ヘルプマーク・ヘルプカード		
⑰	食事サービス	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で食の確保が困難な方に、配食（昼食のみ）を実施し、訪問の際に安否確認を行います。	長寿福祉課 長寿支援係 TEL : 024-525-7657
⑱	ももりんシルバーパスポート	市内在住の75歳以上の方を対象に、「ももりんシルバーパスポート」を交付しています。市内路線バスと福島交通飯坂線を無料で利用できます。	交通政策課 TEL : 024-525-3762
⑲	訪問理美容利用助成	ご自宅への訪問理美容サービスを希望する、主に寝たきりの高齢者等へその出張費用を助成します。	長寿福祉課 長寿支援係 TEL : 024-525-7657



No.	名称	内容	お問い合わせ先
⑳	治療材料の給付	在宅の重度認知症の方や重度障がい者に対し、治療材料費（紙おむつ等）を助成します。	障がい福祉課 障がい給付係 TEL：024-525-3796
㉑	おもいやり駐車場利用制度	障がい者、要支援高齢者、難病患者、妊産婦、けが人等の車の乗降が困難な方に利用証を発行し、当該駐車場利用の際に掲示を求める「おもいやり駐車場利用制度」を実施しています。	福島県障がい福祉課 TEL：024-521-7170
㉒	オレンジカフェ(認知症カフェ)	P 28～29参照	
㉓	認知症の人と家族の会	P 30参照	
㉔	若年性認知症家族交流会「ゆずの会」	P 8 参照	
㉕	若年性認知症の本人と家族のつどい「陽だまりの会」		
㉖	わたしの人生ノート	P 31参照	
㉗	福島市消費生活センター		
㉘	福島市権利擁護センター		
㉙	あんしんサポート（日常生活自立支援事業）		
㉚	認知症サポーター（認知症サポーター養成講座）	P 33参照	
㉛	避難行動要支援者登録制度	災害時やそのおそれがある場合に、高齢の方や障がいをお持ちの方などで、支援を受けないと避難が困難な方（避難行動要支援者）が安全な場所に避難するために、地域で支え合い、安全で安心して暮らせる地域を形成するため、「避難行動要支援者登録制度」を推進しています。	長寿福祉課 長寿福祉係 TEL：024-525-7656
㉜	地域見守りネットワーク事業	福島市の企業・団体と協定を結び、各事業者が日常業務の中で地域の見守り活動を行う事業です。また、市内で認知症等による行方不明者が発生した際に、同意を得られた事業所へ情報提供し、業務に支障のない範囲で行方不明者の捜索を行います。	長寿福祉課 地域包括ケア推進室 TEL：024-529-5064
㉝	有料老人ホーム	高齢者が暮らしやすいように配慮された住まいで、入浴・排泄・食事等の介護や食事の提供、またはその他の日常生活上必要なサービスを行う施設です。	長寿福祉課 長寿福祉係 TEL：024-525-7656
㉞	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる賃貸住宅等です。	住宅政策課 住宅政策係 TEL：024-525-3734
㉟	介護保険施設などの入所施設	P 27参照	
㊱	個人賠償責任保険	認知症の方の過失で加害者になった場合に備えて個人賠償責任保険があります。自動車保険、火災保険、傷害保険、スポーツ保険などの特約で付帯できる場合や、認知症に特化した保険もあります。加入にあたっては、要件や保障内容等をご確認ください。	各保険会社にお問い合わせください。

介護保険を活用しましょう

認知症の人を自宅で介護するには、決して1人で無理をせずに、仲間や相談できる人を見つけることが大切です。各種サービスや相談窓口を上手に使うことによって、本人の認知症の進行を緩やかにし、生活リズムを整えることができます。それが、家族の介護負担の軽減にもつながります。

相談からサービス利用までの流れ

1 窓口相談します

介護や支援などが必要になったと思ったら、地域包括支援センターや市の窓口相談しましょう。



※介護保険やサービスについて詳しくお知りになりたい方は、「すこやか介護保険」をご覧ください。市役所・地域包括支援センターで配布しております。



詳しくは次のページをご覧ください。

介護予防・日常生活支援
総合事業の利用を希望

介護サービス、介護予防
サービスの利用を希望

2 要介護認定の申請をします

介護保険のサービスの利用を希望する人は、市の窓口で要介護認定の申請をしましょう。

※本人・3親等以内の家族などのほか、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設、成年後見人などに代行してもらうこともできます。

申請に
必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証(40～64歳の人の場合)

◆各種申請や届け出の書類には原則としてマイナンバーを記入します。窓口での確認のため、マイナンバーと身元の確認ができるものを持参してください。くわしくは下記へお問い合わせください。

3

調査と審査が行われます

4

認定結果をお知らせします
(非該当、要支援1～要介護5)

サービス利用



2 基本チェックリスト等を受けます

生活機能の状態を調べる「基本チェックリスト等」を受けます。基本チェックリストは、65歳以上の方が対象です。

生活機能の低下がみられた

生活機能の低下がみられなかった

一般介護予防
事業

介護予防のための
教室や講演会

お問い合わせ先

介護保険料のこと
介護保険課介護資格係 TEL:024-525-6551

要介護認定のこと
介護保険課介護認定係 TEL:024-525-6552

介護サービスのこと
介護保険課介護給付係 TEL:024-525-6587

高齢者福祉のこと
長寿福祉課長寿福祉係 TEL:024-525-7656

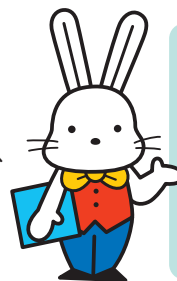
高齢者支援のこと
長寿福祉課長寿支援係 TEL:024-525-7657

介護予防・地域包括ケアのこと
長寿福祉課地域包括ケア推進室 TEL:024-529-5064

介護保険サービス一覧

本人の状態(要支援1～要介護5)によって、様々なサービスを利用できます。

サービスを利用するためには、要介護認定の申請が必要です。



ここでは大まかなサービスを掲載しています。詳しくは、お問い合わせ先までご連絡ください。

種類	名称	内容	お問い合わせ先
自宅から通う	通所介護(デイサービス)	施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を日帰りで行います。※認知症高齢者を対象としたサービスもあります。	各地域包括支援センター P34参照 担当のケアマネジャー 介護保険課 介護給付係 TEL:024-525-6587
	通所リハビリテーション(デイケア)	施設や医療機関で、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを日帰りで行います。	
自宅に来てもらう	訪問介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパーなどが自宅を訪問し、食事、掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助を行います。	
	訪問リハビリテーション	各種リハビリ専門職が自宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。	
	訪問入浴介護	移動入浴車で自宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。	
	居宅療養管理指導	各種専門職が通院の困難な方の自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。	
	訪問看護	看護師などが自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を24時間受けられます。※要支援 1・2 の人は利用できません。	
泊まる・来ても通う	小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。	
自宅で暮らす	福祉用具貸与・販売	歩行器などの福祉用具のレンタルや入浴いす等を購入したときの費用が支給されます。	
	住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、費用が支給されます。※事前の申請が必要です。	
	ショートステイ	施設などに短期間入所し、食事や入浴などの介護や機能訓練を行います。	
施設に入所する	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症の方が共同生活をする住宅で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。※要支援1 の人は利用できません。	
	介護老人保健施設(老人保健施設)	病状が安定している人に対し、在宅復帰を目指して、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを一体的に提供する施設です。※要支援1、2の人は利用できません。	
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	日常生活に常時介護が必要な人が入所して食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護や療養上の世話を提供する施設です。※新規入所は原則として要介護3～5 の人が対象です。	

オレンジカフェ（認知症カフェ）



オレンジカフェ（認知症カフェ）とは、認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門職など誰でも気軽に集える場所です。活動内容は様々ですが、レクリエーションや参加者同士での情報交換など地域とのつながりの場になっています。

福島市内オレンジカフェ開催状況

No.	名 称	開催地区	開催場所	開催時間	内 容	参加費	問い合わせ先
1	みんなのカフェ	中央	松ヶ丘ビル5階 羽山ヒルズラウンジ (栄町1-28)	第4木曜日 13時30分～14時45分	①茶話会・交流 ②専門職による認知症相談	100円	医療法人湖山荘 あずま通りクリニック 電話：024-572-4611
2	「いこ Café」	中央	ザ・ホテル大亀1階フロア (栄町7-3)	第3木曜日 14時～16時	①茶話会・交流 ②レクリエーション	－	福島市中央地域包括 支援センター 電話：024-533-8891
3	おれんじカフェ六華	中央	きらり健康生活協同 組合本部 (野田町一丁目15-12)	第3金曜日 10時～12時	①茶話会・交流 ②レクリエーション ③歌 ④軽食	100円	福島市中央西地域包括 支援センター 電話：024-563-4880
4	オレンジカフェ「風」	渡利	福島市渡利児童センター (ふれあいセンター) (渡利字番匠町43)	第4日曜日 13時～14時30分	①茶話会 ②介護・健康相談 ③認知症に関する情報提供 ④音楽タイム	200円	認知症のひとと家族の会 福島県支部福島地区会 電話：090-6622-6067
5	オレンジカフェ シニアガーデン	杉妻	ユアライフ交流室 (伏拝字田中19-7)	第3土曜日 14時～16時	①認知症についての基礎知識 ②認知症予防体操	100円	株式会社ユアライフ 電話：024-563-4671
6	フクチャンち オレンジカフェ	杉妻	フクチャンち通所介護 事業所 (伏拝字清水内25)	第4土曜日 14時～16時	①認知症予防体操 ②健康講話 ③認知症に関する相談 ④歌 ⑤折り紙等軽作業	100円	グループホーム フクチャンち 電話：024-546-3627
7	カフェとまり木	杉妻	鳥谷野集会所 (鳥谷野字宮畑8)	第2金曜日 14時～16時	①認知症や健康、介護に関する 学習会 ②健康体操 ③近隣施設・鳥谷 野地区の活動等の情報交換	100円	あったかいごとやの 電話：024-539-5553
8	オレンジカフェ 「なごみっこ」	杉妻	社会福祉法人なごみ 喫茶コーナー (太平寺字町ノ内30)	第3土曜日 10時～11時30分	①茶話会 ②時事を通して参加者同士の交流 ③メンバーと随時話し合いなが らの講話や、カルチャーなど を計画する。	100円	福島市杉妻地域包括 支援センター 電話：024-573-8130
9	みんなの SunSun カフェ	蓬萊	蓬萊学習センター分館 第一講義室等 (蓬萊町四丁目1-1)	第3水曜日 10時～11時30分 (1、2月は除く)	①座談会 ②健康に関する学習会	100円	福島市蓬萊地域包括 支援センター 電話：024-547-2345
10	おれんじカフェ 「マハロ」	清水	信夫山ガイドセンター (御山字甘粕17)	第3日曜日 (5月～11月) 13時30分～15時	①懇談会 ②レクリエーション ③健康体操 ④菓子作り ⑤認知症や健康、介護に関する 学習会	100円	おれんじカフェ「マハロ」 事務局 電話：080-3190-5486
11	やってみっ会	清水	グループホーム なごみの家なごみ工房 (北沢又字下台1-2)	毎週木曜日 10時～12時	①お茶会 ②学習会 ③歌会 ④いきいきももりん体操	200円	訪問看護ステーション しみず 電話：090-7791-6088
12	オレンジカフェ はるの陽	清水	なごみ工房 (北沢又字番匠田5)	奇数月の第3土曜日 13時30分～15時	①ミニ講座 ②情報交換・交流 ③医療・介護等個別相談 ④歌 ⑤イベント	100円	福島市清水東地域包括 支援センター 電話：024-558-7300
13	ささえ愛カフェ	清水	森合区民会館 (森合字戸ノ内33)	第2、第4木曜日 13時30分～15時30分	①茶話会 ②介護・健康相談 ③認知症に関する学習会 ④介護予防レクリエーション	－	特定非営利活動法人 ささえ愛カフェ 電話：070-1140-4556
14	オレンジカフェ カナリア	信陵	地域複合型総合施設生愛 会生活期総合リハビリ テーション医療ケアセン ター地域交流館カナリア (大笹生字向平6-1)	月曜日 (実施する週は不定期) 13時30分～15時	①認知症予防体操 ②座談会 ③認知症に関する相談	－	福島市信陵地域包括 支援センター 電話：024-558-7867

No.	名 称	開催地区	開催場所	開催時間	内 容	参加費	問い合わせ先
15	にんじんカフェ	北信	福島厚生会ホリスティカ かまた1階談話室 (鎌田字門丈壇4-1)	不定期	①認知症の本人及び家族の交流・情報交換 ②認知症についての相談・啓発の推進	各自、飲み物代を負担	北信西認知症カフェ 推進チーム事務局 (北信西地域包括支援センター) 電話：024-552-5544
16	ふれあい茶屋 せのうえ	北信	すこやかかみ・瀬上 (瀬上町字四斗時1-1)	第4金曜日 14時～15時30分	①認知症に関するミニ講話 ②情報交換 ③茶話会	100円	福島市北信東地域包括 支援センター 電話：024-553-1555
17	北信カルバリー スマイルカフェ	北信	北信カルバリー教会 (宮代字大屋敷71-1)	第2日曜日 13時30分～15時	①体操 ②ミニ講話 ③生活相談	100円	北信カルバリー教会 電話：090-9638-7632
18	ライフ吉井田 オレンジカフェ	吉井田	地域包括ケア施設 ライフ吉井田 (吉倉字谷地73-1)	第4水曜日 14時～15時	①座談会 ②専門職による介護相談や談話 ③体操 ④脳トレ ⑤談話(回想法) ⑥ものづくり	—	ライフ吉井田看護小規模 居宅介護事業所 電話：024-563-6145
19	くるみカフェ	吉井田	地域包括ケアステーション1階 (吉倉字谷地36-1)	第4火曜日 13時30分～15時	①パン作り ②学習会 ③専門職による介護相談や談話	300円	福島市吉井田地域包括 支援センター 電話：024-546-6222
20	いいざか オレンジカフェ	飯坂	「ふるさと」いいざか (飯坂町字八景3-7)	不定期	①脳年齢判断 ②認知症に関する学習会 ③懇談会	200円	福島市飯坂北地域包括 支援センター 電話：024-573-6077
21	飯坂ももカフェ	飯坂	飯坂町はなゆまち (飯坂町字湯町37-1)	木曜日 (実施する週は不定期) 11時～12時	①ワークショップ ②懇談会	200円	福島市飯坂北地域包括 支援センター 電話：024-573-6077
22	オレンジカフェ こらんしょ	松川	リブレ松川高齢者複合 施設 (松川町美郷四丁目13-8)	第3土曜日 10時～12時	①認知症についてのミニ講話 ②介護相談受付 ③地域住民の交流の場	100円	リブレ松川高齢者複合 施設 電話：024-573-6522
23	しろやまカフェ	信夫	あづま脳神経外科病院 (大森字柳下16-1)	偶数月の第3金曜日 14時～15時	①認知症に関する学習会・懇談会 ②医療・介護相談会	200円	福島市信夫地域包括支 援センター 電話：024-593-0151
24	オレンジカフェ 道しるべ	飯野	くらしと介護のサポート 道しるべ (福島市飯野町字町10)	第3土曜日 10時～12時	①認知症ミニ講座 ②座談会 ③相談	100円	くらしと介護のサポート 道しるべ 電話：024-502-2525

オレンジカフェの内容

- ①認知症の方や家族が気軽に集まり、お話することができます。
- ②認知症についての情報を交換することができます。
- ③専門職が必ず1名以上いますので、認知症の相談をすることができます。
- ④それぞれのカフェが様々なイベントを行っています。

参 加 要 件

どなたでも参加することができます！
特に下記の要件に該当する方はぜひご参加ください。

- ①認知症の方ご本人
- ②認知症の方を介護されている方
- ③認知症について関心のある方

※開催日時や参加要件を変更している場合がございます。詳細は各カフェにお問い合わせください。



▲おれんじカフェ「マハロ」

公益社団法人 認知症の人と家族の会

全国47都道府県に支部のある全国組織です。本人や家族の他、医療や介護、福祉の専門職も会員になっています。一般参加の本音で話し合える“つどい”やオレンジカフェ“風”も毎月定期開催しています。どんな病気をかかっているか、早めに気づいてケアができます。「おたがいさま」と支え合う仲間がいれば、これまでと変わりなく暮らせます。認知症の不安を大丈夫!の安心に。



お問い合わせ先 認知症の人と家族の会 福島県支部福島地区会
TEL:024-558-0575(担当:原)

認知症高齢者等 お帰り見守り事業

福島市長寿福祉課、福島警察署、福島北警察署、お住まいの地域包括支援センターに事前に情報を登録し、行方不明となったときに警察と地域の関係機関・事業所が協力し早期に発見するための仕組みです。

また、登録と併せて、早期に身元が判明できるよう「身元確認QRコードシール」を配布いたします。利用料金は無料(追加注文の際は有料)

利用できる方は、「認知症高齢者等のうち福島市内に住所を有する方」長寿福祉課、または担当のケアマネジャーかお近くの地域包括支援センターにご相談ください。



見本

お問い合わせ先 長寿福祉課地域包括ケア推進室
TEL:024-529-5064



「QRコード」は㈱デンソーウェーブの登録商標です。

介護マーク

介護されている方が誤解や偏見を受けないよう、介護中であることを周囲に知らせる「介護マーク」を配付しています。

介護を必要とする高齢者、介護を必要とする障がい児・障がい者、指定難病や小児慢性特定疾病により介護を必要とする方、その他介護を必要とする方の介護者へ配布します。(要介護者又は介護者で市内に住所を有している方が対象です)

長寿福祉課、障がい福祉課、感染症・疾病対策課、こども家庭課、各支所、茂庭出張所の窓口で申し込みできます。



▲介護マーク

お問い合わせ先 長寿福祉課地域包括ケア推進室
TEL:024-529-5064



ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークは、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。ヘルプカードは、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に理解や支援を求めるためのもので、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載できます。



ヘルプマーク及びヘルプカードは障がい福祉課、感染症・疾病対策課、長寿福祉課、支所及び出張所において無料で配布を行っています。



▲ヘルプマーク・ヘルプカード

お問い合わせ先 障がい福祉課障がい庶務係
TEL:024-525-3748



「わたしの人生ノート」～自分らしい将来を迎える準備のために～

自分の思いを書き留めておいたり、伝える時の手助けになるのが「わたしの人生ノート」です。

最期まで自分らしい生活をおくるためには、元気なうちから、「これまでのわたし」を振り返り、「これからのわたし」について考え、大切にしたいことや思いを家族や大切な人に伝え、わかっていることが大切です。もしもの時、自分の意思が伝えられなくなっても、家族や大切な人が「わたし」に代わって「わたしが大切にしたい生き方」を支えることができます。

「わたしの人生ノート」は、長寿福祉課、健康づくり推進課、福島市在宅医療・介護連携支援センターや地域包括支援センターにあり、簡単な説明をしながら差し上げています。また、希望があれば『「わたしの人生ノート」書き方講座』として市民向け出前講座も実施しています。



お 問 合 せ 先

福島市保健所健康づくり推進課検診予防係 TEL:024-525-7680

福島市在宅医療・介護連携支援センター TEL:024-572-6671

福島市権利擁護センター

福島市権利擁護センターは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方が生涯にわたり自分らしく安心して生活できるよう、地域における権利擁護体制の充実を図るため福島市が設置する相談支援機関です。

福島市にお住まいの方からの成年後見制度に関すること、その他権利擁護に関する相談に対し、制度の説明や情報提供を行ったり、地域の相談機関や専門職と連携し、必要な支援を行います。また、関係機関からの権利擁護に関する相談に対し、助言や提案などを行い、制度利用や専門相談が適切に行われるよう支援を行っています。

●福島市権利擁護センター TEL:024-533-3341

あんしんサポート（日常生活自立支援事業）

認知症、知的・精神障がい等により日常生活上の判断に不安のある方が、地域において自立した生活が送れるよう利用者との契約に基づき、福祉サービスを利用するためのお手伝いをします。また、それに伴う日常的なお金の払い戻しの援助や大切な書類等を保管します。

●福島市社会福祉協議会 TEL:024-533-3341

福島市消費生活センター

身に覚えのない請求や悪質商法、契約上のトラブル、商品・サービスに対する苦情、製品を使用中の事故など、消費生活に関する相談を受けています。

専門の相談員が、対処法の助言や専門機関の紹介、解決にむけたあっせんなどをいたします。

●福島市消費生活センター TEL:024-522-5999

自動車の運転について

今まで安全に運転できていたとしても、認知機能や身体機能の低下によって、道に迷う、信号に気づかない、道路の逆走、ブレーキを踏むタイミングが遅れる、車庫入れ時にぶつける、ペダルの踏み間違い等を引き起こし、重大な事故につながる可能性があります。

下記のチェックリストに1つでも当てはまり、繰り返して起こすようなときは、危険であることを示すサインです。

運転チェックポイント

- ☐ センターラインを越える
- ☐ 縁石に乗り上げる
- ☐ 車庫入れ（指定枠内への駐車）に失敗する
- ☐ ふだん通らない道に出ると、急に迷ってしまったり、パニック状態になったりする
- ☐ 車間距離が短くなる
- ☐ 車体に擦った傷・ぶつけた傷が増えている



運転免許証自主返納について

有効期限のある運転免許証を自主返納した方および失効後5年以内の方も、運転経歴証明書を申請できます。

この証明書は、これまで安全運転に努めてきた証明や記念となるもので、身分証明書にもなります。

また、公共交通機関の割引や各種サービスを受ける際に、提示を求められることがあるため、申請することをおすすめします。

福島県では「運転卒業サポート協賛店」で証明書を提示すると、おとくな得点・サービスを受けることができます。

運転免許自主返納・運転経歴証明書は、福島・郡山運転免許センターまたは県内の警察署及び分庁舎で申請できます。

詳細は福島運転免許センターまでお問い合わせください。



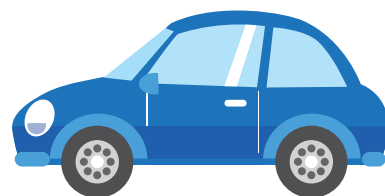
「運転卒業サポート」に関する▶
HPはこちら



福島運転免許センターには、運転に不安がある運転手やご家族等からの相談を受け付けする安全運転相談ダイヤルがあります。「もの忘れが多くなった」「家族が認知症だが、運転しており事故を起こさないか心配」等、運転に不安を感じたら下記連絡先までお電話ください。

福島運転免許センター

- 安全運転相談ダイヤル #8080 (シャープハレバレ)
- 代表電話 024-591-4372



認知症サポーター養成講座を受講しませんか？

認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動します。福島市では、地域住民だけではなく、多くの学校や企業の方々もサポーターになっています。

認知症サポーター養成講座の受講をご希望の方は、下記の長寿福祉課までお問い合わせください。

「認知症サポーターステップアップ研修」を受講し、認知症の理解を深めることができました。自分が暮らす地域で、認知症サポーターとして何ができるかを考えていきたいと思います。

▼松川地区の
認知症サポーターの皆さん



▲TOTO!モデルクラブ福島

認知症の方への対応を知ることができて良かったです。

困っている人を見かけたら声をかけてお手伝いしたいと思います。

▼福島市立蓬萊小学校



仕事以外の日常生活の中でも行動したいと思いました。

学んだことを活かして認知症の方の立場になって慌てず対応できるようにしたいと思います。

日本赤十字社福島県支部と共催の認知症サポーター養成講座を開催します

	開催日	会 場	詳 細
①	令和6年7月12日(金)	日本赤十字社 福島県支部 3階大会議室 (福島市永井川字北原田17)	13:30～15:00 ○90分で学ぶコース ○15歳以上の方対象 ○受講費：無料 ○人数：各20名
②	令和6年9月13日(金)		
③	令和6年11月15日(金)		
④	令和6年12月14日(土)		
⑤	令和7年1月10日(金)		

日本赤十字社福島県支部ホームページ、FAX・メールにてお申込みできます。

FAX：024-545-7923 TEL：024-545-7996

E-mail koushu@fukushima.jrc.or.jp

日本赤十字社
福島県支部
ホームページ▶



認知症高齢者等見守り声かけ訓練

～地域での日頃から見守る力を高めるために～

認知症高齢者等見守り声かけ訓練とは、認知症の人が行方不明になったという設定のもと、地域のネットワークを活用し、「通報～連絡～捜索～発見・保護」の流れや実際の対応を訓練します。認知症高齢者等が、事故に巻き込まれないために地域の見守り向上を目的として開催します。地域住民、町内会、民生委員、地域包括支援センター、介護事業所、警察等が協力して行っています。



▲平野地区「ふれあい声かけ訓練」

お問い合わせ先

長寿福祉課地域包括ケア推進室

TEL:024-529-5064